

## 平成27年度 居宅介護支援事業所実施計画書

### (1) 在宅生活継続への支援

マンパワー不足への対応として、西北五地区の介護員養成研修事業への参加・協力の他、介護保険だけではその生活を支えきれない独居や老々介護・認定介護の方々に対し、地域での見守り支援としての地域住民の協力体制を構築するように努める。

### (2) 住宅における医療機関との連携

疾病や受傷により入院された利用者が退院して自宅での生活に戻るにあたり、医療保険から介護保険への利用が迅速でスムーズに行えるよう、医療機関と積極的に連携を図っていきます。

### (3) 利用者の尊厳を守る

サービスの導入に際しては、きめ細かく十分なアセスメントを行い、利用者の思いを引き出して納得のいくサービスが提供できるように努める。また、サービス提供事業所の選定に関しても本人の意向を尊重し適切に対応する。

### (4) 関係機関との連携と協働

地域包括支援センターと連携し、つがる市における在宅介護の困難な現状について事例検討会で発表し、行政や関係機関への情報提供を図る。

また、認知症についても地域包括支援センターと協働し、認知症の症状に対する知識等、関係者の地域住民が共通理解し連携できるよう啓蒙活動に取り組む。

### (5) 職員の資質の向上とメンタルヘルスケア

研修等に参加して事業所内で報告会を開催し、情報や知識の伝達を図る。

支援困難ケースについては、事業所内で情報を共有し、全員で対応できる体制を作る。業務内容をマニュアル化し、仕事の効率化を図る。また、定期的に業務内容のフォローアップ研修を行い、確認作業を通じ自信を持って業務に臨むようにする。

#### <職員体制及び勤務体制>

管理者	1名
介護支援専門員	1名（管理者と兼務）
利用者	月 5名
勤務	月曜日～金曜日 8：30～17：30

#### <利用対象者>

要介護認定で要支援・要介護状態と認定された方、及び要支援と認定された方の内地域包括支援センターより委託依頼のあった方を対象とする。

#### <認定調査>

保険者であるつがる市の委託を受け、市内全域の在宅及び施設の要支援、要介護認定の調査を行う。

今年度は、介護支援専門員一人当たり月平均5件以内での調査を受託することとし、必要に応じて勉強会を開催する。